

令和4年度第1回 助成制度概要 1 (ふるさと島根定住財団・しまね自然と環境財団)

| 項目 | 地域づくりを支える関係人口受入事業助成金 | | Uターン定着支援交流事業助成金 | 中国ろうきんNPO寄付システム | しまね環境保全活動助成金 |
|-------------------------|---|---|--|---|---|
| | 活動支援助成 | 受入促進助成 | | | |
| 実施主体 | ふるさと島根定住財団 | | ふるさと島根定住財団 | ふるさと島根定住財団 | しまね自然と環境財団 |
| 助成財源・原資 | 県補助金 | | 県補助金 | 寄付 | 県補助金 |
| 助成対象の事業 | 県内の地域団体等が地域の活性化や課題解決に向けた活動を行う際に、当該活動の開始や継続・発展に関わろうとする関係人口(団体構成員以外の者で、当該地域以外から活動に参画する者をいう)を受け入れる取り組みを支援する。 | | 地域住民団体及びUターン者グループ等が地域住民やUターン者の協力を得ながら以下の条件を満たして新たに企画・実施する事業(地域住民団体等の定例の交流会等は対象としない) ①交流会及び地域体験等を取り入れた内容であること 「交流会」Uターン者と地元住民またはUターン者同士の意見交換や懇親会等 「地域体験等」現地での暮らしを継続するのに必要な地域行事の体験や情報提供等 (例)集落や市町村単位の交流会、県全域で地域おこし協力隊を対象とした交流研修会等 ②Uターン者の参加を広く促すこと ③単発のイベントではなく、参加したUターン者の定着に結びつけるための継続的なつながりが見込めること | 県民のみなさんから中国労働金庫を通じて寄せられた寄付金を、県内のNPO法人に配分する。 | 豊かな島根の自然を守り、持続可能な社会を次世代に引き継ぐために、県民一人ひとりが参画し、地域のために環境保全に取り組む団体が行う活動を支援します。 ①脱炭素社会を目指す地球温暖化対策の推進 ②環境への負荷の少ない循環型社会の推進 ③自然とのふれあいの推進 ④総合的な環境教育・環境学習の推進 |
| 制度の特徴・ポイント | <ul style="list-style-type: none"> 関係人口の参画を促進しながら、持続可能な地域づくりを目指す事業を助成。 助成対象は関係人口の受入機運が醸成された地域団体等(申請における留意点を確認の上、申請のこと) 関係人口を受け入れる活動に係る経費を支援する「活動支援助成」と関係人口の旅費交通費を補助する「受入促進助成」に分類。 活動支援助成、受入促進助成の併用も可とする。 助成事業期間は、令和5年2月末まで。 | | Uターン者がその土地で定着するためには地域との関わりが重要であり、地域活動や近所付き合いに積極的であるほど、Uターン者の定着意向は高い傾向にある。そこで、島根県にUターンした方と地域住民との交流会や地域との関わりを深める地域体験等のプログラムを企画・運営する地域住民団体及びUターン者グループ等に対し、その事業に要する経費について予算の範囲内で助成する。 | <ul style="list-style-type: none"> 中国労働金庫、中国5県の中間支援組織との協働で、県内NPO法人の活動を支援する。 寄付を原資としており、1口5万円からと少額だが、寄付者の思いの詰まった“志金”。 (一般)非営利組織評価センターによるベシックガバナンスチェックを受けている団体が採択された場合は、1万円を追加配分する。 用途に制限は設けない。 | 実施する活動は、次のことを含む取り組みであること ○団体が活動の主体となる実践的な活動 ○普及啓発を伴う活動 ○広く多くの人々に利益をもたらす活動 ○新たな活動、改善された継続的な活動 ○継続性や発展性のある活動 |
| 助成の対象団体 | <p>県内の民間団体やグループ(構成員が5名以上)、NPO法人、商業法人(法人税法第2条に定める「普通法人」)、企業組合、農事組合法人、営農組合、有限責任事業組合(対象団体(者)が構成員の3分の2以上の組合)、公益・一般財団法人及び公益・一般社団法人(国、地方公共団体の外郭団体及び財政支援(援助)団体以外の団体)で、以下の要件を備えているもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 団体としての意志決定により助成に係る活動ができ、確実な経理処理ができること ② 団体の本拠としての事務所又は事務を行う場所を県内に有し、県内で活動する団体 ③ 規約等により活動目的を明文化していること ④ 代表者が明らかであること ⑤ 反社会的勢力でないこと | | 島根県内の地域住民団体及びUターン者グループ等 | 島根県内に主たる事務所を置くNPO法人(令和4年11月末までに認証される予定のNPO法人) ※過去に配分を受けた団体でも応募可能。 | 環境保全を目的に、営利を目的としない活動を行う次の団体 ○民間非営利団体(NPO法人、公益法人、一般財団法人、一般社団法人、任意団体) ○10人以上の会員を有すること ○団体の代表者が明らかで、定款や寄付行為、また規約が定まっていること ○県内に活動の本拠地があり、県内で活動を行うこと ○団体名義の口座があり、確実な経理処理が出来ること ○未成年者のみで構成された団体でないこと ○政治活動、宗教活動、反社会的勢力と関わりがないこと |
| 年間予算(助成の枠) | 総額450万円程度 | | 総額200万円程度 | 総額223万円程度(令和3年度配分実績192万円) | |
| 助成額の上限 | 10万円(年度内、1団体あたり) | 20万円(年度内、1団体あたり) | 1団体あたり上限10万円 | 1団体5万円(一部10万円) | 1団体につき5万円以上、80万円以内(千円未満の端数は切り捨て) |
| 助成率 | 対象経費の10/10 | 対象経費の1/2 | 定額 | 10/10 | 助成対象経費の2/3以内 (1/3以上の自己資金が必要) |
| 対象経費 | <p>事業実施に係る経費のうち以下を対象とする。 賃借料、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、その他事業実施に必要な認められる経費 ※団体構成員および関係人口への支払は対象としない。 ※団体の経常的経費やハード経費は対象としない。</p> | <p>関係人口が県内活動地域を訪れる際の旅費交通費 ※1人1回の参加あたり2万円までを助成の上限とする。 ※対象となる関係人口および対象経費の算出方法等は申請における留意点を参照のこと。</p> | <p>事業実施に係る経費のうち以下を対象とする。 体験料、賃借料、会場借上費、印刷製本費、謝金、旅費、通信費、消耗品費 ※団体構成員への支払は、助成額の2割を上限額として充当できるものとする。 ただし、謝金は対象としない。</p> | 用途に制限は設けない | <ul style="list-style-type: none"> ●謝金 ●旅費交通費 ●消耗品費 ●賃借料 ●通信運搬費 ●印刷費 ●保険料 ●委託費 ●臨時雇賃金 <p>※臨時雇賃金は法人のみ ※委託費、臨時雇賃金は対象経費の1/3以内 ※団体の運営に関する経常的経費は対象外</p> |
| 募集時期・締切日・助成決定時期などスケジュール | 随時募集 | | 随時募集 ・助成事業期間は1年未満 | 年1回 令和4年11月30日13:00(必着) 助成決定の時期:令和5年2月頃 | 令和4年度活動二次募集 募集期間:令和4年4月1日(金)~5月9日(月) 助成決定時期:令和4年7月上旬 活動期間:令和4年4月~令和5年2月末日 |
| 申請受付窓口 | (公財)ふるさと島根定住財団 | | (公財)ふるさと島根定住財団 | (公財)ふるさと島根定住財団 | (公財)しまね自然と環境財団・松江事務所 |
| 審査方法 | 書類審査 | | 書類審査 | 書類審査 | 審査委員会での書類審査 |

令和4年度第1回 助成制度概要 2 (しまね文化振興財団・しまね女性センター・しまね国際センター)

| 制度 項目 | 公益信託しまね文化ファンド | 公益信託しまね女性ファンド | 世界とつながる島根づくり助成金 |
|-------------------------|--|---|--|
| 実施主体 | 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 三菱UFJ信託銀行株式会社 | しまね国際センター |
| 助成財源・原資 | 島根県の出捐金 | 島根県の出捐金 | 財団資金 |
| 助成対象の事業 | <p>しまねの文化振興を目指し、県民が自ら企画し主体者となって行う、先駆的・模範的・実験的・創造的な文化事業で、</p> <p>①地域文化振興…島根の歴史や神話等を素材に仕立てた文化事業 ②芸術文化振興…多様な芸術文化活動の活性化を目指す文化事業 ③国際文化交流…国際文化交流の推進を目指す文化事業</p> <p>のいずれかに該当する事業</p> <p>* 主に、日頃の文化活動の成果を広く県民に発表する事業や、参加者を広く募集し、合同で行う事業などが対象になりやすい</p> | <p>①魅力ある地域づくり * 女性が男性とともに、地域の担い手としてその感性と能力を生かして行う活動 ②男女共同参画社会づくり * 様々な分野に女性と男性が共に参画していく、豊かで住み良い社会を築きあげる活動 ③次代を担う人づくり * 子どもたちの健康と豊かな人間性を育むための活動 ④水と緑豊かな環境づくり * 自然環境を守り、自然と共存していくための活動</p> <p>新⑤働く女性が活躍できる社会づくり * 働く女性が個性や能力を発揮して活躍するための活動</p> <p>働く女性とは、正社員・契約社員、自営、起業、家族従業者、これから働こうとする女性、学生。</p> | <p>(1)地域の多文化共生の推進に寄与する事業(外国人住民に対する支援を図る事業及び外国人が主体となって地域で実施する交流・多文化理解・支援等の事業を含む) (2)県民の国際理解、友好親善を促進する国際交流事業及び国際協力事業 (3)日本語教育事業(日本語教室運営、教材作成、日本語指導者育成) (4)その他理事長が特に認める事業</p> |
| 制度の特徴・ポイント | <p>●新規企画事業・新規団体による事業も対象となる(※国際交流事業は一部例外有り)</p> <p>●原則、ジャンル制限は無い。(幅広く支援する)</p> <p>●1団体3回まで助成可能。また、最後に助成を受けてから5年を経過した場合、あらためて3回の助成を受けることができる。 (『参加者公募事業』に対しては、5回まで助成可能。一詳細はHP参照)</p> <p>●他の助成制度との併用可能。(一部例外あり。)</p> <p>*事業の確実性、地域への波及、継続性が審査ポイント</p> | <p>・島根県内の女性たちが自主的・主体的に企画実施する活動が対象</p> <p>・一般に開放され、地域への影響力が大きく、ネットワークの広がりがある事業が対象(参加者を会員に限定した波及効果の少ない事業は対象外)</p> <p>・同一団体への助成は3回が限度。但し、最後に助成を受けてから5年を経過した団体は、新たに助成を3回受けることができる</p> <p>・県市町村など行政が主催・主導する事業や県市町村の支援が適当と考えられる事業は対象外</p> <p>・営利を目的とした活動、政治活動、宗教活動は対象外</p> | <p>他団体の助成金との併用可</p> <p>申請年度前に、3年連続して当財団の助成の交付を受けている事業で、同一の事業内容とみなされるものは対象外(但し、日本語教育事業を除く)</p> <p>また、上記(1)、(2)、(3)の事業で事業費が5万円未満の場合は対象外</p> |
| 助成の対象団体 | <p>主に島根県内の民間団体または個人 (※個人の場合、全国的な意義と波及効果が必要)</p> <p>・法人格の有無は問わないが、営利法人や行政機関は対象外。 ・責任の所在が明確で、確実な経理処理ができる団体とする。</p> <p>※海外で行う事業(③国際文化交流)については、原則として活動実績のある団体が対象。(個人は対象外)</p> | <p>・島根県内の女性たちが中心となって活動している民間の団体やグループが対象</p> <p>・構成員はおおむね10名以上(初回申請のみ5名以上)で、その半数以上が女性であることが目安</p> <p>・代表者が女性で、役員半数以上が女性である</p> <p>・営利法人や行政機関は対象外</p> | <p>島根県内に所在する民間団体 (法人、任意の別を問わない)</p> |
| 年間予算(助成の枠) | 信託財産の範囲内(年間予算1億円) | 信託財産の範囲内(年間予算2500万円) | 予算の範囲内(年間予算300万円) |
| 助成額の上限 | 原則、上限無し。(但し、事業によっては上限金額の設定あり。) | <p>・1年度につき1団体50万円(対象経費の3分の2)</p> <p>・男女共同参画社会づくり、働く女性が活躍できる社会づくり普及・啓発事業は、10万円を上限に対象経費全額を助成</p> | 上限は20万円(助成対象経費の助成率以内の額) |
| 助成率 | 対象経費の1/2 | 対象経費の2/3 | 日本語教育事業は3/4、その他事業は2/3 |
| 対象経費 | <p>【対象経費】会場使用料・設営費、広告宣伝費、印刷費、楽器・道具等借料費、講師等の謝金・交通費、託児謝金、案内用通信費等</p> <p>【対象外経費】会員に対する謝礼・人件費、施設整備費、ホームページ制作等に係る経費、備品購入費、修繕費、通常活動費</p> <p>*自団体を支払先とする経費は原則対象外だが、移動公演等における交通費は対象とする(上限等一定の基準あり)</p> <p>《海外渡航事業》:事業実施に不可欠な道具(楽器・衣裳等)の運搬費と渡航旅費の一部が対象</p> <p>※このほかにも対象外経費あり。資金使途により判断する。</p> | <p>①対象経費: ●講師の謝金・交通費 ●会場費 ●会場設備使用料 ●広告宣伝費 ●印刷費 ●消耗品費等</p> <p>②対象外経費: ●会場費と広告宣伝費の合計が30万円を超えた額 ●会員に対する謝礼・人件費・交通費 ●団体の経常的運営費(備品購入費・会議費・事務費・通信費・記録費・振込手数料等)や家屋整備費等 ●ホームページ制作等に係る経費 ●自団体が支払先となる支出</p> <p>※この他にも助成対象外となる経費があります。資金使途を調査した上で対象経費を判断します。</p> <p>※他の補助金等との併用ができない場合があります。</p> | <p>講師等謝金★、講師等交通費(自家用車使用時距離計算★)、講師等宿泊費★、会場費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、記録費、車両借上料★、保険料、調理等材料費★、教材費、入場料★(★印は単価規定・上限あり)</p> <p>※ 対象外経費</p> <p>海外渡航費、会議出席や打合せ等の経常的な旅費、茶菓子・飲食代、販売用食材費、土産代、賞品・記念品代、事務費、事務所借上料、備品等の購入費、人件費、寄付金、補助金・負担金</p> |
| 募集時期・締切日・助成決定時期などスケジュール | <p>年2回、前期・後期で募集。(※募集日は毎年変動します。)</p> <p>・前期(4月1日～3月31日に実施・完了する事業) 募集時期: R3年11月15日～12月17日/助成決定 2月末</p> <p>・後期(9月1日～3月31日に実施・完了する事業) 募集時期: R4年4月25日～5月27日/助成決定 7月末</p> | <p>年2回、前期・後期で募集。 ※募集日は毎年同じ。</p> <p>・前期(4月1日～3月31日に実施・完了する事業) 募集時期: 11月15日～1月15日/助成決定 3月末</p> <p>・後期(10月1日～3月31日に実施・完了する事業) 募集時期: 5月15日～7月15日/助成決定 9月末</p> | <p>年1回 (募集時期は、4月1日～6月30日) ※令和4年度特例。</p> |
| 申請受付窓口 | 公益信託しまね文化ファンド事務局 (公財)しまね文化振興財団 | 公益信託しまね女性ファンド事務局(公財)しまね女性センター | (公財)しまね国際センター |
| 審査方法 | 運営委員会による書類審査 | 運営委員会による書類審査 | 運営委員会での審査 |

令和4年度第1回 助成制度概要 3 (島根県共同募金会・島根県社会福祉協議会)

| 制度 項目 | 赤い羽根共同募金 | | NHK歳末たすけあい | 地域共生社会創造助成金 |
|-------------------------|---|--|---|--|
| | (広域助成) | (地域助成) | | |
| 実施主体 | 島根県共同募金会 | | | 島根県社会福祉協議会 |
| 助成財源・原資 | 寄付金 | 寄付金 | 寄付金 | しまね長寿社会振興基金 |
| 助成対象の事業 | <p>○社会福祉施設・救護施設・更生保護施設・障がい者小規模作業所施設機能の充実・強化に伴う施設の整備、機器・車両等の購入費、及び施設が取り組む地域福祉推進のための事業費</p> <p>○広域的な社会福祉団体(市町村域を越えた活動) 新規に設立された団体には育成・援助費、その他の団体には臨時的な事業費 ※営利を目的とした団体は対象外</p> | <p>○市町村域において行われる、社会福祉を目的とする事業 ※各市町村共同募金委員会において決定</p> | <p>○地域福祉推進事業を行う法人・団体 地域福祉の推進に要する機器・備品・車両整備</p> | <p>住民団体等が市町村社会福祉協議会の支援を受け、新たに立ち上げる又は拡充する、次の①～④のいずれかに該当し、助成金交付後概ね5年間は継続が見込まれる活動。</p> <p>① 日常の暮らしの中での支え合いに関する活動 例) 地域互助組織による困りごと支援 など</p> <p>② 居場所をはじめとする多様な場づくりに関する活動 例) 子ども食堂等の地域食堂の運営、地域サロンや世代間交流の拠点の運営 など</p> <p>③ 身近な地域での見守り等に関する活動 例) 障がいがある方や引きこもりの方等に地域の活動への参加を促す取り組み、独居世帯等に対する配食活動 など</p> <p>④ その他、助成対象活動として島根県社会福祉協議会会長が認めた活動。</p> |
| 制度の特徴・ポイント | <p>①10月1日～12月31日の期間に赤い羽根募金を募り、寄せられた募金の範囲内で助成する</p> <p>②事業実施年度は助成申請年度の翌年度</p> <p>③施設への助成については、前年度に助成の決定を受けていない法人を優先する</p> | <p>10月1日～12月31日の期間に赤い羽根募金を募り、寄せられた募金の範囲内で助成する。</p> | <p>①12月1日～25日の期間にNHK歳末たすけあいの寄附金を募り、寄せられた寄附金の範囲内で助成する。</p> <p>②申請年度の助成決定後、当該年度内に事業実施</p> | <p><制度目的> 住民同士が出会い参加することのできる場や居場所づくり、日常の支え合い活動などの、新たな立ち上げや拡充を支援することで、地域からの孤立を防ぎ、人と人、人と社会がつながり支え合う島根(まち)づくりを目指すことを目的とする。</p> <p><助成対象団体> 助成対象団体は以下の全ての要件を満たす団体とする。</p> <p>① 営利目的でないこと</p> <p>② 活動の担い手、及び活動の対象者が共に地域住民であり、互いに対等な立場で団体を構成する等、住民相互の「たすけあい」を基調とする団体であること。</p> <p>③ 活動の担い手に、65歳以上の地域住民が概ね3割以上含まれていること。</p> |
| 年間予算(助成の枠) | 募金額の範囲内(1,500万円程度) | 10月1日～12月31日の期間に赤い羽根募金を募り、寄せられた募金の範囲内で助成する | 募金額の範囲内(300万円程度) | 予算の範囲内(2,000万円程度) |
| 助成率 | 3/4以内 (助成額50万円の範囲内の事業については9/10以内) | 各市町村共同募金委員会において決定 | 10/10以内 | 10/10 |
| 助成額の上限 | 施設整備費:200万円の範囲内 備品整備費:150万円の範囲内 ソフト事業費:150万円の範囲内 | 各市町村共同募金委員会において決定 | 100万円の範囲 | 100万円以内 |
| 対象経費 | 施設整備費、備品整備費 ソフト事業費(人件費や経常的経費は除く) ※介護保険施設は施設等を活用した住民参加型の福祉活動事業費のみ ※保育所の遊具整備費については遊具本体を対象とし、事業費の上限は200万円とする | 各市町村共同募金委員会において決定 | 地域福祉推進に要する機器・備品及び車両整備費 | “助成対象の事業”に記載した活動に必要な経費を助成対象とする。ただし、活動拠点の管理運営費等の経常的な経費は除く。 ※助成金交付要綱別表第3を参照のこと。 |
| 募集時期・締切日・助成決定時期などスケジュール | 年1回 募集時期:4月1日～5月31日 助成決定時期:3月(8月頃内定) 事業実施期間:翌年度 | 年1回 各市町村共同募金委員会において決定 事業実施期間:翌年度 ※事業実施期間を当年度している場合もあり | 年1回 募集時期:4月1日～5月31日 助成決定時期:2月(8月頃内定) 事業実施期間:当年度 | 年1～2回 募集時期:4月15日～6月30日(二次募集) 助成決定時期:9月頃 事業実施期間:当年度 |
| 申請受付窓口 | 県共同募金会 | 各市町村共同募金委員会(各市町村社会福祉協議会内) | 県共同募金会 | 市町村社会福祉協議会 |
| 審査方法 | 配分委員会による審査 | 各市町村共同募金委員会において決定 | 配分委員会による審査 | 審査委員会での審査(書面) |